

(2) 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

調査区域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布状況を表 4.1-84(1)～(4)及び図 4.1-43 に示す。

表 4.1-84(1) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
1	知多市	旭公園	緑地保全ゾーンには広場や竹林等、花と水と緑のゾーンにはしゃくやく園、しょうぶ園、勢鎌池、フジバカマ園があり、フジバカマ園には「アサギマダラ」が飛来することもある。また、バーベキュー場も併設されている。	I・II
2		大草公園(大草城跡)	城跡に作られた公園。公園を一周できる散策路が整備されている。	II・III
3		知多運動公園	野球場、テニスコート、陸上競技場の他、遊歩道もあり、桜並木が見事。	I・II
4		七曲公園	子ども広場や展望広場、テニスコート等があり、スポーツや憩いの場として親しまれている。	I
5		知多墓園(旭東公園)	墓地进行併設した公園。公園部は芝生広場やしょうぶ園、散策路等がある。	II
6		佐布里 緑と花のふれあい公園	佐布里池のほとりに広がる自然や景観を活かした公園。春は梅や桜、初夏は藤、秋は紅葉、冬はバードウォッチングが楽しめる。	II・III
7		新舞子マリンパーク・ブルーサンビーチ	ウミガメの産卵が目撃されたこともある人工の海浜。6月中旬から9月初旬にかけては海水浴場として開放される。海水浴以外にもピクニック広場等があり、年間を通して楽しめる。	I
8		大興寺のヤマボウシ(四季桜)	大興寺前の落田川沿いには、約100本のヤマボウシが植えられている。春と秋の2回花を咲かせる四季桜が約500本植えられて、秋には「四季桜まつり」が開催される。	II・III
9		日長神社(紅葉谷)	知多半島でも有数の紅葉の名所『紅葉谷』があり、例年11月下旬から12月にかけて見頃を迎え、同時期に行われる紅葉まつりでは多くの人で賑わいをみせる。	II・III
10		佐布里パークロード	「梅香るたんぼ道 いつか来たふるさと佐布里」をテーマにした約3kmの散策路。約2,500本のつつじや桜並木など、色彩豊かな四季の風景が楽しめる。季節感あふれる樹木、花木、草花を楽しむことができ、ハイキングにも利用される。	I・II
11	常滑市	前山ダム公園	愛知県の水環境整備事業により整備された公園。水辺の自然環境を生かした交流広場、展望広場、親水広場がある。	II, III
12		常滑公園	南側には樹林地やため池がある。自然豊かな環境のもと、体育館では各種スポーツの練習や競技会が盛んに行われている。	I
13		城山公園	城山公園の展望台からは、伊勢湾や鈴鹿山麓が一望でき、海や山の表情から季節の移り変わりを感じ取ることができる。	III
14		大野海水浴場	砂浜のきれいな海水浴場。夕陽のビュースポットとしても知られており、鈴鹿山脈に沈む綺麗な夕日を見ることができる。	I

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

I：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設

II：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場

III：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「美しい愛知づくり景観資源600選」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」(堀内公園 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市観光協会」(安城市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「常滑市 公園」(常滑市 HP、令和7年5月閲覧)

「東海市 公園」(東海市 HP、令和7年5月閲覧)

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「知北平和公園組合」(知北平和公園 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市観光ガイド」(知多市 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市 暮らしの情報ちた 公園」(知多市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「東浦町 公園」(東浦町 HP、令和7年5月閲覧)

「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会 HP、令和7年5月閲覧)

「愛知県 知多半島サイクリングロード」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロードの概要」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロード(安城編)」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市全域自転車マップ」(安城市 HP、令和7年5月閲覧)

「かりや自転車マップ」(刈谷市 HP、令和7年5月閲覧)

表 4.1-84(2) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
15	阿久比町	花かつみ園	家康の母・於大の方が坂部城で「花かつみ」を「勝つ」という言葉に心をこめて仏前に捧げたという幻の花。約 2,500 株の「花かつみ」が毎年 6 月中旬に見頃を迎える。	Ⅱ・Ⅲ
16		ふれあいの森	広々とした緑あふれる丘陵地で、四季折々の自然とふれあえる。ホタル養殖場や広場、デイキャンプ場等の施設が整備されています。	Ⅰ
17	東海市	中ノ池公園	池周辺をぐると囲む散策路は、春には桜並木が美しく、夏には緑が生い茂り、散歩やジョギングには絶好の場所。	Ⅱ
18		加木屋緑地	水辺の生物を観察できる水辺の森ゾーン、御雉子山の斜面を散策できる散策の森ゾーン、郷土の森再生を行っているみはらしの森ゾーン、里山の自然を保全している成長の森ゾーンがある。	Ⅰ
19		知北平和公園	花木園等があり、約 100 種の樹木が植栽されている。春は桜、秋は紅葉、ツツジを楽しむことができる。	Ⅰ
20		上野台公園	太鼓橋のかかる日本情緒あふれる山田池には、カキツバタ園やアジサイ園があり、毎年 5 月にはカキツバタ、6 月にはアジサイが見られる。また他にも日本庭園・多目的広場・テニスコート・児童遊園・インディアンコーナーなど多目的に利用できる公園。	Ⅰ・Ⅱ
21		元浜公園	水をテーマとした公園で、芝生広場やバラ園などがある。また、屋外ステージも併設しており、コンサート等も開かれている。	Ⅱ
22		加木屋南公園	公園にはハナミズキが咲き、加木屋大池を囲むように散策路が整備されており、池では釣りや水鳥の観察などをすることができる。	Ⅰ・Ⅱ
23		どんでん広場	太田川駅東側に位置し、都市公園コンクール設計部門（小規模）国土交通大臣賞を受賞した公園。木々に囲まれた 50m 歩道や芝生広場、ベンチがあり、週末を中心に様々なイベントが開催されており、にぎわい溢れる広場。	Ⅱ
24	大府市	桃山公園	3 万本もの桃の木が植えられたことから「桃山」の名がついた。桜の名所としても知られる。	Ⅱ・Ⅲ
25		あいち健康の森公園	四季折々の植物を観察でき、青空に映えるメタセコイヤやユリノキ、秋には美しく紅葉する。	Ⅱ・Ⅲ
26		石ヶ瀬川	石ヶ瀬川堤防には、4 月に一面に黄色いカラシナのじゅうたんが敷かれる。散歩やジョギングに利用される。	Ⅱ
27		吉川熊野神社と鎮守の森	森が四季を通して緑豊かな景観を形成し、手前に広がる田園とともにのどかな風景が広がる。春先は桜が景色に彩をそえて一層美しい景色が広がる。	Ⅱ・Ⅲ
28		大倉公園	大正時代には大倉氏の別邸で、威風堂々とした門構えと庭園の美しさが魅力。春には約 2,800 本のツツジが咲き乱れる。	Ⅱ・Ⅲ
29		神様池	天保年間以前の昔から「神池」と呼ばれ、農家の水がめとして大切に利用されてきた。現在はカキツバタなどが見られる憩いの場として利用されている。	Ⅱ
30	東浦町	於大公園	自然の地形を生かした総合公園で、四季折々の花が咲き誇る。	Ⅱ・Ⅲ
31		三丁公園	自然の地形を生かした地区公園で、天然の芝生広場や保存竹林、水遊び広場等がある。	Ⅱ
32	半田市	矢勝川	矢勝川南側堤は新美南吉記念館へと至る道のりが人気のウォーキングコース、北側堤はサイクリングロードとして整備されている。	Ⅱ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設

Ⅱ：花見、紅葉狩り、散歩、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場

Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「美しい愛知づくり景観資源 600 選」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「Horiuchipark 花とみどりメルヘンの里」（堀内公園 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「安城市観光協会」（安城市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「常滑市 公園」（常滑市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「東海市 公園」（東海市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」（東海市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「知北平和公園組合」（知北平和公園 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「知多市観光ガイド」（知多市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「知多市 暮らしの情報ちた 公園」（知多市観光協会 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「東浦町 公園」（東浦町 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「愛知県 知多半島サイクリングロード」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「豊田安城サイクリングロードの概要」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「豊田安城サイクリングロード（安城編）」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「安城市 全域自転車マップ」（安城市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

「かりや自転車マップ」（刈谷市 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.1-84(3) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
33	高浜市	大山緑地	春は「千本桜」として知られている約1,000本ものソメイヨシノが咲き乱れる。	Ⅱ・Ⅲ
34		高平公園（ドラゴンパーク）	地元には伝わる竜の伝説に基づいて作られた公園である。竜のモニュメントを地場産業の三州瓦で製作しており、伝統の美しさを感じられる風景が広がる。	Ⅲ
35		森前公園	やきものの魅力をより引き出し、市民の憩いの場となっている。公園内には陶芸作家による「水の生き物」をあしらった瓦が埋め込まれている。	Ⅲ
36		鬼みち	飾り瓦や鬼瓦を見て歩きながら、やきものの里・高浜の文化にふれる散策コース。「新日本歩く道紀行100選、ふるさとの道」「美しい日本の歩きたくなるみち500選」にも選ばれている。	Ⅱ・Ⅲ
37		稗田川	川沿いは自然の草花や小動物が生息する緑のベルトとなっており、周辺住民から親しまれている水辺のスポットとなっている。また、豊かな自然の風景を中心に、やきものを取り入れた整備がされ、沿いの四季を感じ人と生物が共存できる川縁の景観づくりがされている。	Ⅱ
38	刈谷市	亀城公園	刈谷城の跡地として、堀跡をいかした整備が施された。春には桜の名所であり、堀跡の池を取り囲むように咲き誇る。	Ⅱ・Ⅲ
39		ミササガパーク（猿渡公園）	刈谷市と姉妹提携都市であるカナダのミササガ市との友好を記念して整備された公園であり、デイキャンプ場や遊具、ドッグラン等の整備により、多くの人が訪れ賑わいのある公園になっている。	Ⅰ・Ⅱ
40		花の公園 フローラルガーデンよさみ	依佐美送信所跡地に作られた、花と緑のあふれる公園として誰もが気軽に立ち寄り、楽しむことができる公園。園芸を通じた市民交流、環境保護や自然学習の情報拠点、環境文化の発信基地として整備されている。	Ⅰ・Ⅱ
41		刈谷市総合運動公園	スポーツ・レクリエーションの拠点として、3つの運動施設が併設している。逢妻川緑地、逢妻川桜つつみとも隣接しており、市民の健康増進と憩いの場として親しまれている。	Ⅰ・Ⅱ
42	知立市	無量壽寺（かきつばた群生地）	「伊勢物語」の時代からかきつばたの群生地として有名。三河富士と呼ばれる村積山及び逢妻川を借景した雄大な煎茶庭園がある。	Ⅱ・Ⅲ
43		知立公園花しょうぶ園	明治神宮より下賜された60品種が植えられ、満開時には約3万株の色とりどりの花しょうぶが咲く。	Ⅱ
44	碧南市	無我苑	哲学者伊藤証信が、森信三、武者小路実篤、与謝野鉄幹昌子夫妻、藤井達吉らの支援を受けて完成させた。碧南の重要な文化的資源であり、整備された施設や庭園等は市民に親しまれている。	Ⅲ
45		油ヶ渚遊園地（花しょうぶ園）	愛知県最大の天然湖沼「油ヶ渚」の北岸に位置する公園で、油ヶ渚遊園地（花しょうぶ園）の他に、蓮如上人が滞在したといわれる応仁寺、碧南市の哲学者伊藤証信氏の哲学たいけん村無我苑、哲学の小径などが一体的に整備されている。	Ⅰ・Ⅱ
46	安城市	堀内公園	総面積約5.9haの敷地内は「花」「みどり」「メルヘン」の3つのテーマから構成されている。豊かな自然のなかで、小鳥のさえずりに耳を傾けながら、ゆったりと散歩ができる。	Ⅱ・Ⅲ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設

Ⅱ：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場

Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイドAichi Now」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「美しい愛知づくり景観資源600選」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「Horiuchipark花とみどりとメルヘンの里」（堀内公園HP、令和7年5月閲覧）

「安城市観光協会」（安城市観光協会HP、令和7年5月閲覧）

「常滑市 公園」（常滑市HP、令和7年5月閲覧）

「東海市 公園」（東海市HP、令和7年5月閲覧）

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」（東海市観光協会HP、令和7年5月閲覧）

「知北平和公園組合」（知北平和公園HP、令和7年5月閲覧）

「知多市観光ガイド」（知多市HP、令和7年5月閲覧）

「知多市 暮らしの情報ちた 公園」（知多市観光協会HP、令和7年5月閲覧）

「東浦町 公園」（東浦町HP、令和7年5月閲覧）

「西三河ぐるっとナビ」（西三河広域観光推進協議会HP、令和7年5月閲覧）

「愛知県 知多半島サイクリングロード」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「豊田安城サイクリングロードの概要」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「豊田安城サイクリングロード（安城編）」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

「安城市全域自転車マップ」（安城市HP、令和7年5月閲覧）

「かりや自転車マップ」（刈谷市HP、令和7年5月閲覧）

表 4. 1-84 (4) 主要な人と自然との触れ合いの活動の場

番号	所在地	人と自然との触れ合いの活動の場	概要	選定理由※
47	安城市	安祥城址公園	安祥城址は、家康公を輩出した安城松平家が4代にわたって居城した安城城の跡地。現在、本丸跡には大乘寺、二の丸跡には八幡社が建っているほか、安城市歴史博物館、安城市民ギャラリー、安城市埋蔵文化財センター、安祥公民館、安祥城址公園が整備されている。	Ⅱ・Ⅲ
48		秋葉公園	緑に包まれた公園で、起伏に富み、森林浴も楽しむことができる。庭園と茶室の安祥閣が隣接している。	Ⅱ
49		デンパーク	自然豊かなデンマークの町並みを再現した総合公園。一年を通して、約3300種30万株もの四季の花々を楽しめる。	Ⅰ・Ⅲ
50		丈山苑	石川丈山が京都一乗寺に建てた詩仙堂を、生誕の和泉町に再現した空間。唐様庭園、回遊式池泉庭園、枯山水庭園を組み合わせた本格的な庭園がある。	Ⅲ
51		作野四季の道	安城作野土地区画整理事業により、緑道として整備された遊歩道。四季折々の樹木が植えられており、地域住民が四季を感じ取れる道となっている。	Ⅱ
52		安城公園	市役所の隣にある、松林に囲まれた公園で、市内屈指の桜の名所。園内には約200本の桜の木があり、毎年4月は、花見を楽しむ人で賑わう。またアライグマやシカのいる小動物園、バードハウス、文学の散歩道などがある。	Ⅰ・Ⅱ
53	知多市 阿久比町 東海市 大府市 半田市	知多半島サイクリングロード	知多半島サイクリングロードは、武豊町と大府市を結ぶ延長31.1kmの半島縦断自転車道で、愛知用水や河川、自動車専用道路沿いを利用し、自転車歩行者専用道路として整備されている。知多半島の豊かな自然、歴史、文化をつなぐ、人間交流の道として、「健康と長寿」の国際的拠点となるあいち健康の森をはじめ、地域に点在する名所旧跡や文化施設、公園、野外レクリエーション施設などのネットワークを考えてルートを選定されている。	Ⅰ・Ⅱ
54		太田右岸堤自転車道		
55		上野新川左岸堤自転車道		
56		渡内川堤自転車道		
57		佐布里パークロード		
58	安城市	豊田安城サイクリングロード	豊田安城サイクリングロードは、豊田市から安城市に至る36.3kmの大規模自転車道で、枝下・明治用水路の水路沿い、あるいは暗渠化された水路の上部を利用して整備されている。愛知県が管理する「豊田安城自転車道」と「枝下緑道」から構成されており、豊かな緑と水のせせらぎが心地よいサイクリングを満喫できる。	Ⅰ・Ⅱ
59	安城市	明治用水西井筋自転車道	“日本のデンマーク”と呼ばれる安城市の近代農業を支えた明治用水は、豊田市から続いて市の中心部を縦貫している。現在は本流から分かれる「西井筋」「西高根用水」「中井筋」とともに緑あふれる「豊田安城自転車道」として生まれ変わった。都心部では安全な通学路として、田園風景の中では快適なスポーツ・レクリエーションの場として親しまれている。	Ⅰ・Ⅱ
60		西高根用水自転車道		
61		明治用水中井筋自転車道		
62		明治用水緑道花ノ木用水		
63	刈谷市	逢妻川サイクリングロード	総合運動公園と日高公園を結ぶ逢妻川堤防上に造られた自転車歩行者道。	Ⅰ・Ⅱ

※「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」は以下の理由から選定した。

Ⅰ：釣り場、キャンプ場、鎮守の森、遊歩道等のいわゆるレクリエーション施設

Ⅱ：花見、紅葉狩り、散策、森林浴、釣り、水遊びなど、自然との触れ合いの場

Ⅲ：住民の日常的な憩いの場となっている自然空間

出典：「愛知県の公式観光ガイド Aichi Now」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「美しい愛知づくり景観資源600選」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「Horiuchipark 花とみどりとメルヘンの里」(堀内公園 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市観光協会」(安城市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「常滑市 公園」(常滑市 HP、令和7年5月閲覧)

「東海市 公園」(東海市 HP、令和7年5月閲覧)

「観て・学んで・遊ぼう 東海市観光」(東海市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「知北平和公園組合」(知北平和公園 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市観光ガイド」(知多市 HP、令和7年5月閲覧)

「知多市 暮らしの情報ちた 公園」(知多市観光協会 HP、令和7年5月閲覧)

「東浦町 公園」(東浦町 HP、令和7年5月閲覧)

「西三河ぐるっとナビ」(西三河広域観光推進協議会 HP、令和7年5月閲覧)

「愛知県 知多半島サイクリングロード」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロードの概要」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「豊田安城サイクリングロード(安城編)」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

「安城市全域自転車マップ」(安城市 HP、令和7年5月閲覧)

「かりや自転車マップ」(刈谷市 HP、令和7年5月閲覧)

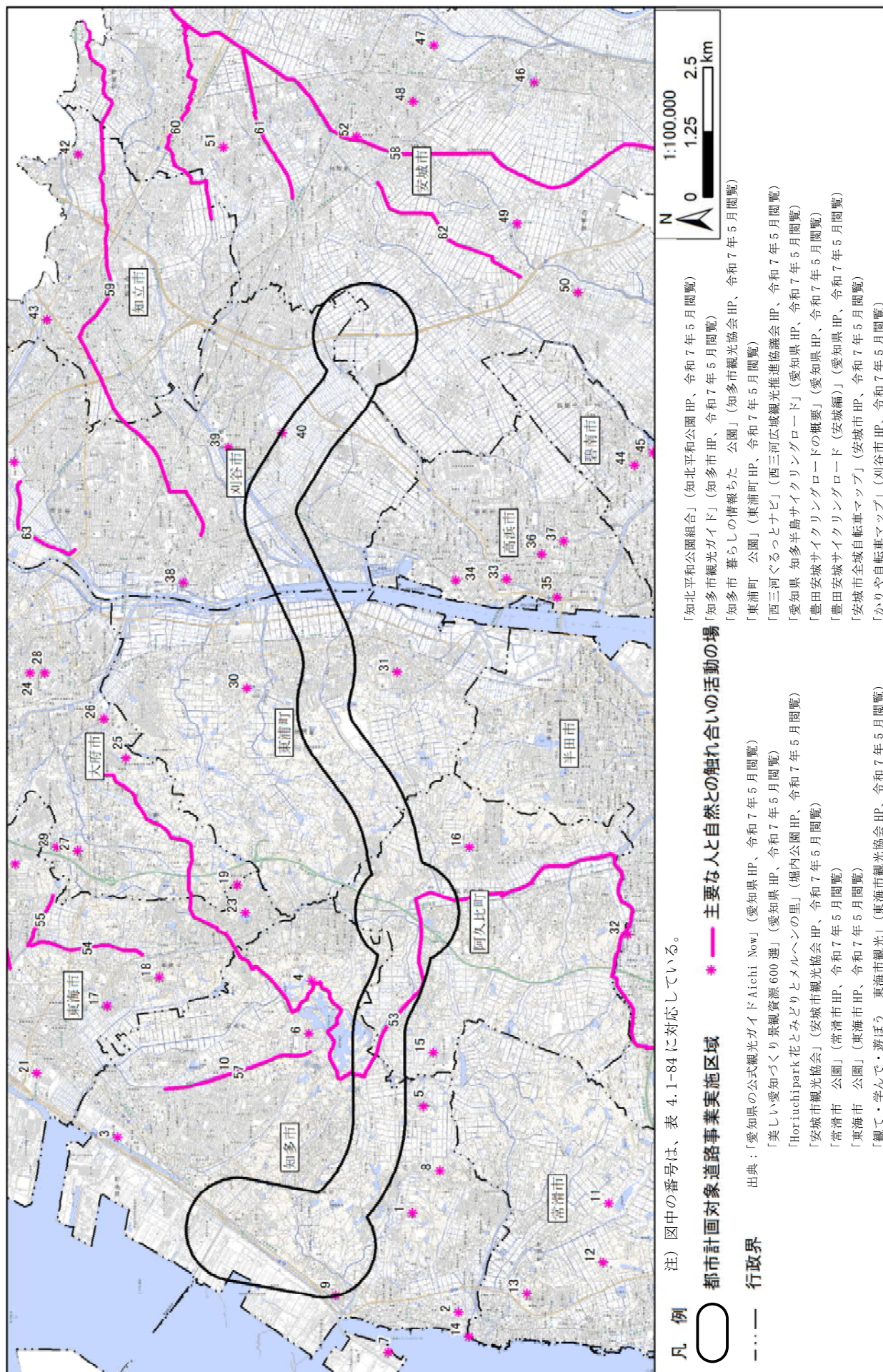


図 4.1-43 主要な人と自然との触れ合いの活動の場位置図

4.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

愛知県では、原子力規制庁（平成 24 年度までは文部科学省）の委託を受けて環境放射能水準調査を毎年実施しており、県内では 5 か所のモニタリングポストによる空間放射線量率の測定を行っている。なお、調査区域内には観測地点は存在しない。

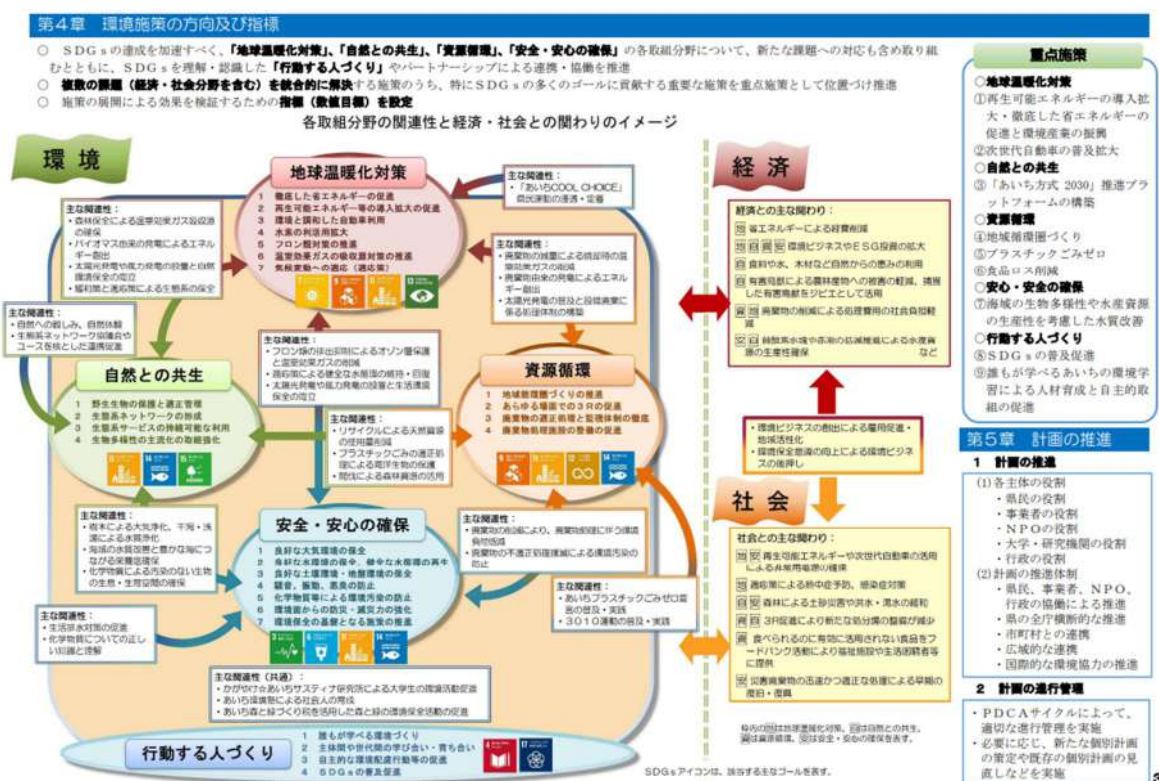
4.2.1 地域における計画・戦略・目標等

(1) 環境基本条例

環境基本条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述している。

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年 3 月 22 日条例第 1 号、最終改正：平成 13 年 3 月 27 日条例第 18 号）第 9 条に基づき、「SDGs 達成に向け、環境を原動力に経済・社会が統合的に向上する『環境首都あいち』」を目標に、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画として「第 5 次愛知県環境基本計画」（令和 3 年 2 月、愛知県）を策定している。

第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要を図4.2-1に示す。



出典：「第5次愛知県環境基本計画概要版」（令和3年2月、愛知県HP）

図 4.2-1 第5次愛知県環境基本計画の施策等の概要

(3) 自然環境保全条例

愛知県では、自然環境の適正な保全を図るとともに、県土の緑化を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的として、「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例」（昭和 48 年 3 月 30 日条例第 3 号、最終改正：令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）を定め、「愛知県自然環境保全地域（特別地区、野生動植物保護地区）」「指定希少野生動植物種（生息地等保護区）」を指定している。

調査区域には、「愛知県自然環境保全地域」「生息地等保護区」は存在しない。

(4) 生活環境の保全等に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成 7 年 3 月 22 日条例第 1 号、最終改正：平成 13 年 3 月 27 日条例第 18 号）第 2 条に定める基本理念にのっとり、公害の防止、事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減その他生活環境の保全に関する県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、公害を防止するために必要な規制をし、並びに事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減をするための措置に関する事項を定めること等により、県民の健康を保護し、県民の生活環境を保全することを目的として、「県民の生活環境の保全等に関する条例」（平成 15 年 3 月 25 日条例第 7 号、令和 7 年 3 月 25 日条例第 1 号）を定めている。

県民の生活環境の保全等に関する条例による規制等の内容は、各分野の項目毎に記述している。

(5) 地球温暖化対策に関する条例

愛知県では、「愛知県環境基本条例」（平成7年3月22日条例第1号、最終改正：平成13年3月27日条例第18号）第2条に定める基本理念にのっとり、平成30年2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、その目標達成に向け、地球温暖化対策の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項並びに事業者及び県民が自主的かつ積極的に取り組むべき事項を定めることにより、全ての主体が一体となって地球温暖化対策及び関連する取組を推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、「愛知県地球温暖化対策推進条例」（平成30年10月19日条例第45号、最終改正：令和5年3月22日条例第9号）を定めている。

同条例第6条第1項に基づく「地球温暖化対策の推進に関する計画」として、「あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」（令和4年12月、愛知県）を策定しており、その施策等の概要を図4.2-2に示す。



図 4.2-2 あいち地球温暖化防止戦略2030（改定版）の施策等の概要

(6) あいち生物多様性戦略 2030

本戦略は、県民、市民団体、事業者、市町村等の多様な主体が生物多様性の保全とその持続可能な利用の促進に向けた様々な取組を進めるうえで、基本となる考え方や将来像を示し、2030年度までの具体的な行動の指針となるものである。生物多様性の保全に向けて、必要に応じて流域の広がり等を考慮し、愛知県に隣接する地域との連携を図る。

(7) 第3次知多市環境基本計画

本計画は、「知多市環境基本条例」（平成12年3月29日条例第6号、最終改正：平成25年3月26日条例第10号）に基づく計画であり、知多市の環境に関しての総合的な指針となるもので、第6次知多市総合計画の下位計画として、知多市の将来像を環境面から補完する。また、生物多様性基本法第13条の規定による「知多市生物多様性地域戦略」を包含した計画である。なお、上位計画である国の地球温暖化対策計画の改定により温室効果ガスの削減目標が見直されたことに伴い、令和5年12月に改定された。

(8) 第6次常滑市総合計画

本計画は、常滑市における最上位の計画であり、今後のまちづくりの総合的な指針となるもので、市の将来の基本的な方向と目標、目指すまちの姿を示し、それを実現するためにまちづくりで取り組むべきことを定める計画である。7つの基本目標のうち、安全な暮らしを守るまち（防災・地域安全、環境保全・衛生）として、良好な自然環境の保全、地球温暖化対策や新たなエネルギーの活用等、環境負荷に配慮したまちづくりを進めることで良好な環境を守り、将来へつなぐまちを目指す。

(9) 第6次阿久比町総合計画

本計画は、まちづくりの総合的な計画として、最も上位に位置づけられるもので、総合的、計画的な行政運営を進めていくうえでの基本的な指針となる計画である。6つの基本目標のうち、豊かな自然と共生する安全・安心なまちとして、ホタルが生息できるみどり豊かな自然環境を次世代に引き継ぐとともに、循環型社会の形成への取り組み等の自然環境の保全をはじめ、地球温暖化対策、公害・環境汚染の防止、省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用等、住民・事業者・行政がパートナーシップをとり、環境保全に向けた取り組みの推進があげられている。

(10) 第 3 次東海市環境基本計画

本計画は、「東海市環境基本条例」（平成 17 年 6 月 30 日条例第 26 号、最終改正：平成 26 年 3 月 28 日条例第 6 号）に基づく環境に関する総合的な指針であるとともに、市の最上位のまちづくりの計画である第 7 次東海市総合計画に掲げる将来都市像「ともにつながり 笑顔と希望あふれるまち とうかい」を環境面から実現する計画という側面を持つ。また、ごみ処理基本計画や、緑の基本計画等と連携することにより、快適な市民生活の再生や創造を通じて、美しいふるさと東海市を未来に届けていく役割を担う計画である。

(11) 第 3 次大府市環境基本計画

本計画は、「大府市環境基本条例」（平成 21 年 3 月 27 日条例第 1 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の方針、さらに市民・事業者・市の役割等を示すものである。将来世代の市民への健康で快適な環境の継承と環境負荷の低減を図り、人と自然とが共生できる社会の構築の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

(12) 第 3 次東浦町の環境を守る基本計画

本計画は、「東浦町の環境を守る基本条例」（平成 9 年 3 月 21 日条例第 15 号、最終改正：令和 3 年 3 月 25 日条例第 4 号）の基本理念を実現するため策定される計画である。東浦町の身近な環境を中心に据えながら、広域・地球規模の環境保全への貢献を意識して対象となる範囲を定めており、自然共生社会（自然・緑の保全、生物多様性の保全）の実現を大きな柱の 1 つとしながら、身近な生活環境を守る取組（公害対策、環境美化）を含めるとともに、それらの実現に向けて必要となる環境学習や協働の取組についても対象としている。

(13) 第 2 次半田市環境基本計画

本計画は、「半田市環境保全条例」（平成 19 年 3 月 30 日条例第 5 号、最終改正：令和 6 年 12 月 20 日条例第 30 号）に基づき、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。地球温暖化対策の推進に関する法律第 19 条に基づく「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」及び生物多様性基本法第 13 条に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含む。

(14) 高浜市環境基本計画

本計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する長期的な目標及び施策の方向と、その他必要な事項を定めるものである。5 つの施策の分野のうち、自然共生社会として、緑や自然を守り、高浜市の生態系を維持・回復していくために、水辺・緑地の整備を進めるとともに、高浜市らしい良好な景観の形成、生物が生息・生育する環境の保全に努め、また、市民が緑や自然に親しめる場所としての公園等の整備や市民参加による緑づくり・地域づくりを促進する。

(15) 第 3 次刈谷市環境基本計画

本計画は、環境基本法及び生物多様性基本法に基づき、国、県の計画や戦略等に準拠しつつ、「刈谷市環境基本条例」（平成 16 年 3 月 26 日条例第 10 号）の目的や理念の実現に向けて、「第 8 次刈谷市総合計画」に掲げる将来都市像「人が輝く 安心快適な産業文化都市」の実現に向け、環境面における指針となるものである。

(16) 第 2 次知立市環境基本計画

本計画は、「知立市環境基本条例」（平成 19 年 3 月 27 日条例第 10 号）に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。環境関連法令および国や県の示す関連計画と整合を図り、知立市の地域特性に基づく内容の補完を行う。また、第 6 次知立市総合計画の環境分野における補完・具体化を図るとともに、その他関連計画との連携を行うものである。

(17) 第 3 次碧南市環境基本計画

本計画は、第 2 次碧南市環境基本計画の策定当時にはなかった環境問題にも対応し、人、自然、さらには地球環境を視野におき、先人から受け継いできた碧南市の豊かで快適な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画である。

(18) 第 2 次安城市環境基本計画

本計画は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものである。市民・事業者・行政が、それぞれの役割を果たし、協働することによって施策が実現し、「安城市環境基本条例」（平成 13 年 3 月 23 日条例第 13 号）が目指す環境都市の実現につながることから、市民・事業者・行政を主体として、それぞれの役割が定められている。

4.2.2 人口及び産業の状況

(1)人口

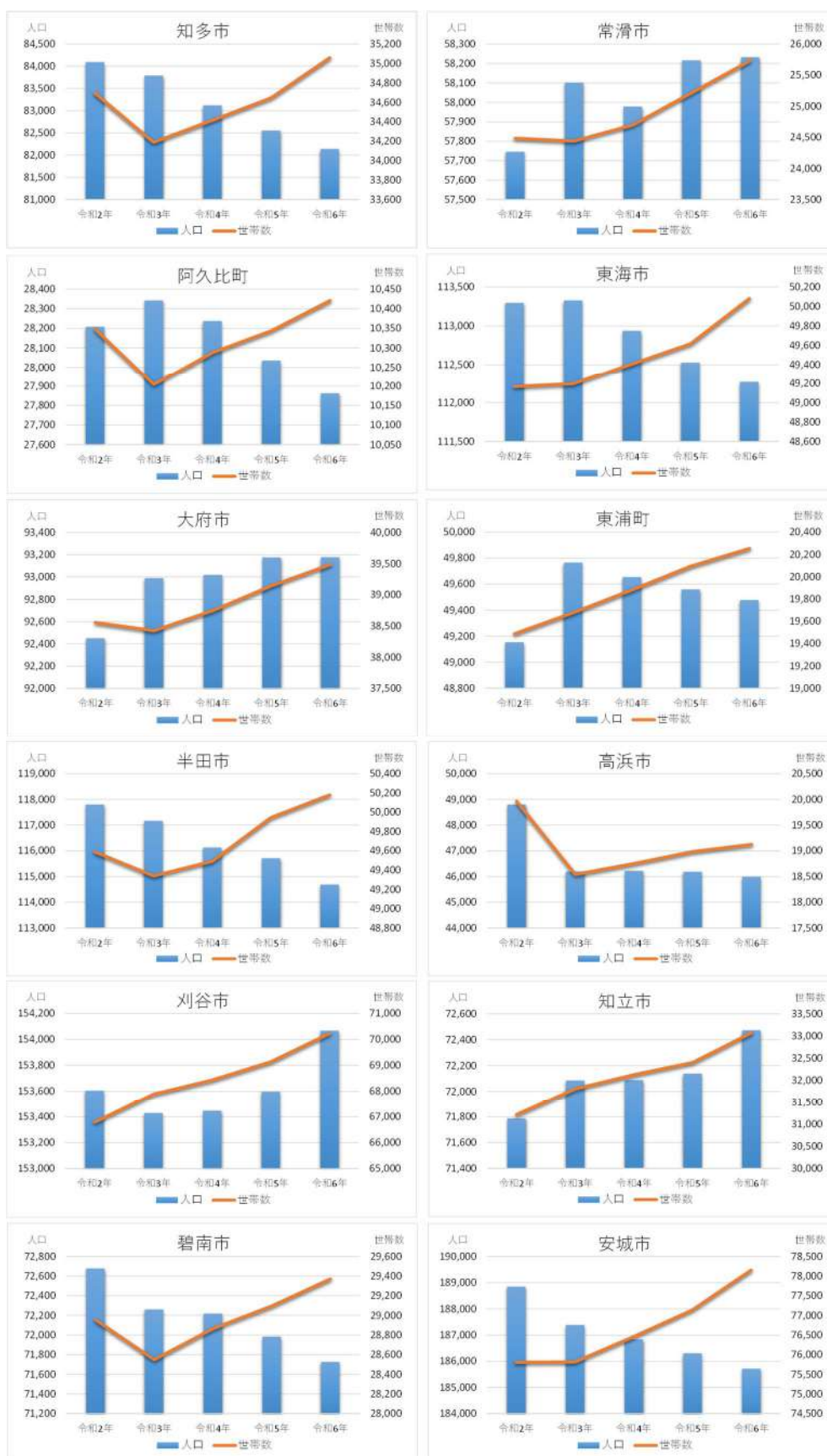
調査対象市町の人口及び世帯数を表 4.2-1 及び図 4.2-3 に示す。令和 6 年 10 月 1 日現在では、人口は約 107 万人、世帯数は約 46 万世帯となっている。

表 4.2-1 人口及び世帯数

市町名	項目		令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
知多市	人口 (人)	総数	84,091	83,790	83,118	82,552	82,137
		男	42,086	42,008	41,674	41,379	41,140
		女	42,005	41,782	41,444	41,173	40,997
	世帯数 (世帯)		34,694	34,190	34,415	34,646	35,059
常滑市	人口 (人)	総数	57,746	58,101	57,978	58,216	58,232
		男	28,087	28,338	28,311	28,416	28,409
		女	29,659	29,763	29,667	29,800	29,823
	世帯数 (世帯)		24,484	24,441	24,698	25,215	25,733
阿久比町	人口 (人)	総数	28,208	28,342	28,237	28,036	27,862
		男	13,899	13,933	13,854	13,767	13,673
		女	14,309	14,409	14,383	14,269	14,189
	世帯数 (世帯)		10,348	10,204	10,288	10,344	10,421
東海市	人口 (人)	総数	113,294	113,326	112,937	112,528	112,267
		男	58,776	58,797	58,505	58,211	57,981
		女	54,518	54,529	54,432	54,317	54,286
	世帯数 (世帯)		49,166	49,196	49,408	49,617	50,081
大府市	人口 (人)	総数	92,452	92,989	93,019	93,176	93,178
		男	47,005	47,207	47,116	47,172	47,132
		女	45,447	45,782	45,903	46,004	46,046
	世帯数 (世帯)		38,556	38,426	38,748	39,146	39,486
東浦町	人口 (人)	総数	49,153	49,765	49,654	49,559	49,478
		男	24,544	24,765	24,703	24,623	24,531
		女	24,609	25,000	24,951	24,936	24,947
	世帯数 (世帯)		19,488	19,677	19,882	20,094	20,253
半田市	人口 (人)	総数	117,798	117,167	116,128	115,713	114,686
		男	59,303	59,011	58,439	58,286	57,839
		女	58,495	58,156	57,689	57,427	56,847
	世帯数 (世帯)		49,589	49,340	49,492	49,945	50,180
高浜市	人口 (人)	総数	48,798	46,195	46,223	46,187	45,990
		男	25,316	23,873	23,939	23,948	23,871
		女	23,482	22,322	22,284	22,239	22,119
	世帯数 (世帯)		19,963	18,541	18,751	18,985	19,123
刈谷市	人口 (人)	総数	153,607	153,429	153,447	153,599	154,067
		男	80,298	79,802	79,776	79,856	80,198
		女	73,309	73,627	73,671	73,743	73,869
	世帯数 (世帯)		66,789	67,888	68,434	69,140	70,231
知立市	人口 (人)	総数	71,788	72,085	72,088	72,139	72,474
		男	37,603	38,038	38,038	37,980	38,174
		女	34,185	34,047	34,050	34,159	34,300
	世帯数 (世帯)		31,219	31,810	32,131	32,405	33,074
碧南市	人口 (人)	総数	72,677	72,260	72,217	71,984	71,726
		男	37,504	37,174	37,130	37,016	36,892
		女	35,173	35,086	35,087	34,968	34,834
	世帯数 (世帯)		28,956	28,549	28,865	29,095	29,370
安城市	人口 (人)	総数	188,846	187,381	186,838	186,303	185,718
		男	96,563	95,751	95,494	95,015	94,823
		女	92,283	91,630	91,344	91,288	90,895
	世帯数 (世帯)		75,807	75,816	76,458	77,138	78,151
合計	人口 (人)	総数	1,078,458	1,074,830	1,071,884	1,069,992	1,067,815
		男	550,984	548,697	546,979	545,669	544,663
		女	527,474	526,133	524,905	524,323	523,152
	世帯数 (世帯)		449,059	448,078	451,570	455,770	461,162

注) 人口及び世帯数は、各年の 10 月 1 日現在の数値である。

出典：「愛知県の人口 愛知県人口動向調査結果 年報」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）



注) 人口及び世帯数は、各年の10月1日現在の数値である。
 出典: 「愛知県の人口 愛知県人口動向調査結果 年報」(愛知県 HP、令和7年5月閲覧)

図 4.2-3 人口及び世帯数

(2) 産業

1) 産業構造

調査対象市町の産業別就業者数を表 4.2-2(1)～(3)に示す。令和2年時点では、製造業が最も高い割合を占めている。

表 4.2-2(1) 産業別就業者数（令和2年）

市町名 分類		知多市		常滑市		阿久比町		東海市	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業	797	1.8	648	2.1	408	2.9	1,300	2.1
	林業	0	0.0	1	0.0	2	0.0	5	0.0
	漁業	2	0.0	211	0.7	—	—	4	0.0
	小計	799	1.8	860	2.7	410	2.9	1,309	2.1
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	1	0.0	1	0.0	3	0.0
	建設業	3,418	7.8	1,797	5.7	1,023	7.3	5,704	9.2
	製造業	11,869	27.1	8,183	26.0	3,954	28.1	18,387	29.7
	小計	15,287	34.9	9,981	31.7	4,978	35.4	24,094	38.9
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	407	0.9	148	0.5	90	0.6	389	0.6
	情報通信業	742	1.7	370	1.2	221	1.6	1,173	1.9
	運輸業、郵便業	3,245	7.4	3,456	11.0	733	5.2	4,604	7.4
	卸売・小売業	6,153	14.0	4,433	14.1	2,073	14.7	8,174	13.2
	金融・保険業	635	1.4	390	1.2	194	1.4	948	1.5
	不動産業、物品賃貸業	698	1.6	412	1.3	179	1.3	898	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	1,223	2.8	701	2.2	381	2.7	1,526	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	2,178	5.0	1,627	5.2	612	4.4	3,149	5.1
	生活関連サービス業、娯楽業	1,295	3.0	996	3.2	406	2.9	1,787	2.9
	教育、学習支援業	1,768	4.0	1,161	3.7	722	5.1	2,190	3.5
	医療、福祉	5,168	11.8	3,265	10.4	1,746	12.4	6,342	10.2
	複合サービス業	319	0.7	339	1.1	106	0.8	337	0.5
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,828	6.5	2,331	7.4	825	5.9	3,631	5.9
	公務 (他に分類されないもの)	1,054	2.4	978	3.1	386	2.7	1,388	2.2
	小計	27,713	63.3	20,607	65.5	8,674	61.7	36,536	59.0
合計		43,799	100.0	31,448	100.0	14,062	100.0	61,939	100.0

注) 割合(%)の数値は、各市町の合計に対する割合を示す。

出典:「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果(統計表)-」(愛知県HP、令和7年5月閲覧)

表 4.2-2(2) 産業別就業者数（令和2年）

市町名 分類		大府市		東浦町		半田市		高浜市	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業	729	1.5	486	1.9	915	1.5	212	0.8
	林業	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	漁業	—	—	9	0.0	5	0.0	10	0.0
	小計	729	1.5	495	1.9	920	1.5	222	0.9
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	1	0.0	2	0.0	1	0.0
	建設業	2,843	5.7	1,503	5.8	4,416	7.0	1,305	5.0
	製造業	17,085	34.0	9,054	35.0	19,633	31.2	12,102	46.4
	小計	19,931	39.7	10,558	40.8	24,051	38.2	13,408	51.4
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	297	0.6	112	0.4	327	0.5	55	0.2
	情報通信業	1,286	2.6	454	1.8	765	1.2	307	1.2
	運輸業、郵便業	2,475	4.9	1,263	4.9	3,438	5.5	1,392	5.3
	卸売・小売業	6,530	13.0	3,534	13.6	9,006	14.3	2,912	11.2
	金融・保険業	752	1.5	381	1.5	961	1.5	314	1.2
	不動産業、物品賃貸業	752	1.5	335	1.3	1,009	1.6	295	1.1
	学術研究、専門・技術サービス業	1,778	3.5	724	2.8	1,613	2.6	652	2.5
	宿泊業、飲食サービス業	2,247	4.5	1,159	4.5	3,243	5.1	1,122	4.3
	生活関連サービス業、娯楽業	1,317	2.6	671	2.6	2,015	3.2	656	2.5
	教育、学習支援業	2,263	4.5	944	3.6	2,743	4.4	814	3.1
	医療、福祉	5,727	11.4	3,031	11.7	7,546	12.0	2,170	8.3
	複合サービス業	233	0.5	153	0.6	444	0.7	94	0.4
	サービス業 (他に分類されないもの)	2,722	5.4	1,507	5.8	3,568	5.7	1,297	5.0
	公務 (他に分類されないもの)	1,219	2.4	583	2.3	1,367	2.2	378	1.4
	小計	29,598	58.9	14,851	57.3	38,045	60.4	12,458	47.8
合計		50,258	100.0	25,904	100.0	63,016	100.0	26,088	100.0

注) 割合(%)の数値は各市町の合計に対する割合を示す。

出典:「令和2年国勢調査-就業状態等基本集計結果」(総務省統計局HP、令和7年5月閲覧)

表 4.2-2(3) 産業別就業者数（令和2年）

市町名 分類		刈谷市		知立市		碧南市		安城市		合計	
		就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)	就業者数 (人)	割合 (%)
第1次産業	農業	903	1.1	289	0.7	1,384	3.4	2,260	2.2	10,331	1.8
	林業	2	0.0	4	0.0	0	0.0	4	0.0	18	0.0
	漁業	—	—	—	—	131	0.3	7	0.0	379	0.1
	小計	905	1.1	293	0.7	1,515	3.7	2,271	2.2	10,728	1.8
第2次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	3	0.0	3	0.0	5	0.0	33	0.0	56	0.0
	建設業	3,644	4.3	1,890	4.7	2,392	5.9	4,862	4.7	34,797	5.9
	製造業	35,069	41.5	16,371	40.7	17,400	42.8	39,553	38.2	208,660	35.6
	小計	38,716	45.8	18,264	45.4	19,797	48.7	44,448	42.9	243,513	41.6
第3次産業	電気・ガス熱供給・水道業	250	0.3	90	0.2	200	0.5	290	0.3	2,655	0.5
	情報通信業	2,072	2.5	930	2.3	320	0.8	1,852	1.8	10,492	1.8
	運輸業、郵便業	3,500	4.1	2,099	5.2	1,795	4.4	4,941	4.8	32,941	5.6
	卸売・小売業	9,929	11.8	4,879	12.1	4,870	12.0	12,810	12.4	75,303	12.9
	金融・保険業	1,306	1.5	709	1.8	468	1.2	1,577	1.5	8,635	1.5
	不動産業、物品賃貸業	1,184	1.4	525	1.3	335	0.8	1,408	1.4	8,030	1.4
	学術研究、専門・技術サービス業	2,670	3.2	1,471	3.7	890	2.2	3,559	3.4	17,188	2.9
	宿泊業、飲食サービス業	4,370	5.2	1,988	4.9	1,716	4.2	4,861	4.7	28,272	4.8
	生活関連サービス業、娯楽業	2,019	2.4	941	2.3	1,084	2.7	2,675	2.6	15,862	2.7
	教育、学習支援業	3,489	4.1	1,446	3.6	1,163	2.9	4,257	4.1	22,960	3.9
	医療、福祉	7,595	9.0	3,419	8.5	3,419	8.4	10,103	9.8	59,531	10.2
	複合サービス業	300	0.4	191	0.5	255	0.6	688	0.7	3,459	0.6
	サービス業 （他に分類されないもの）	4,625	5.5	2,198	5.5	2,164	5.3	5,485	5.3	33,181	5.7
	公務 （他に分類されないもの）	1,559	1.8	761	1.9	683	1.7	2,265	2.2	12,621	2.2
	小計	44,868	53.1	21,647	53.8	19,362	47.6	56,771	54.9	331,130	56.6
合計		84,489	100.0	40,204	100.0	40,674	100.0	103,490	100.0	585,371	100.0

注）割合（％）の数値は各市町の合計に対する割合を示す。

出典：「令和2年国勢調査－就業状態等基本集計結果」（総務省統計局 HP、令和7年5月閲覧）

2) 農業

調査対象市町の農家数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積を表 4.2-3 に示す。

令和 2 年の農家数は 8,395 戸、基幹的農業従事者数は 5,715 人、経営耕地面積は 7,875ha となっている。

表 4.2-3 農家数、基幹的農業従事者数、経営耕地面積（令和 2 年）

市町名	総 農家数 (戸)	販売 農家 (戸)	自給的 農家 (戸)	農業経営体（経営体）				主副業別農家（経営体）				基幹的 農業従 事者数 (人)	経営 耕地 面積 (ha)
				計	個人 経営 体	団体 経営 体	法人 経営	計	主業	準主業	副業的		
知多市	1,103	387	716	394	390	4	4	390	62	78	250	494	595
常滑市	668	255	413	274	255	19	18	255	52	37	166	315	555
阿久比町	371	187	184	192	186	6	6	186	45	28	113	270	567
東海市	798	456	342	489	481	8	6	481	103	138	240	805	436
大府市	636	279	357	294	286	8	8	286	82	42	162	449	392
東浦町	427	190	237	198	188	10	10	188	51	25	112	284	461
半田市	440	209	231	222	209	13	13	209	48	22	139	287	439
高浜市	142	45	97	46	45	1	—	45	8	8	29	66	144
刈谷市	1,094	418	676	429	424	5	4	424	32	51	341	487	797
知立市	328	123	205	125	122	3	3	122	4	23	95	145	167
碧南市	728	405	323	417	410	7	7	410	206	39	165	835	751
安城市	1,660	799	861	822	811	11	11	811	200	100	511	1,278	2,571
合計	8,395	3,753	4,642	3,902	3,807	95	90	3,807	893	591	2,323	5,715	7,875

出典：「2020 年農林業センサス」（農林水産省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

3) 製造業

調査対象市町の事業所数、製造品出荷額等を表 4.2-4 に示す。

令和 5 年の事業所数は 2,845 事業所、製造品出荷額等は約 11 兆 9 千億円となっている。

表 4.2-4 製造業の概況（令和 5 年）

市町名	計	事業所数（事業所）		従業者数 ^{※1} （人）	製造品出荷額等 ^{※2} （万円）	粗付加価値額 ^{※3} （万円）
		内従業者 30～299 人	内従業者 300 人以上			
知多市	86	31	3	4,280	122,661,583	9,743,886
常滑市	162	38	3	6,427	15,051,029	6,280,603
阿久比町	28	10	2	3,456	9,918,346	3,976,952
東海市	251	57	11	17,360	186,719,068	25,155,189
大府市	351	94	11	22,927	128,073,657	17,978,155
東浦町	127	39	4	5,819	17,086,075	5,965,701
半田市	275	80	10	19,480	116,684,742	30,997,678
高浜市	176	53	6	12,720	67,780,285	19,614,678
刈谷市	397	106	18	46,343	164,008,860	32,022,980
知立市	133	39	1	4,674	13,173,088	5,163,926
碧南市	339	68	6	16,140	85,776,872	29,630,268
安城市	520	142	20	47,209	260,595,711	83,243,964
合計	2,845	757	95	206,835	1,187,529,316	269,773,980

注）事業所数、従業者数については令和 5（2023）年 6 月 1 日現在、製造品出荷額等、付加価値額などの経理項目については令和 4（2022）年 1 月～令和 4（2022）年 12 月の実績により調査している。

備考）

※1. 2023 年 6 月 1 日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1 か月未満、日々雇用）は含まない。

※2. 2022 年 1 月～2022 年 12 月までの 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の出荷額の合計であり、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

※3. 2022 年 1 月～2022 年 12 月までの 1 年間における下記算式により算出した額をいう。

（1）従業者 30 人以上

付加価値額＝製造品出荷額等＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）
 ＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）
 －（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額（*1）＋推計消費税額（*2））
 －原材料・燃料・電力使用額等－減価償却額

（2）従業者 29 人以下

粗付加価値額＝製造品出荷額等－（推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額（*1）
 ＋推計消費税額（*2））－原材料・燃料・電力使用額等

*1：平成 29 年工業統計より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものである。

*2：推計消費税額は平成 13 年工業統計より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

出典：「2023 年 経済構造実態調査（製造業事業所調査）」（経済産業省 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

4.2.3 土地利用の状況

(1) 土地利用

調査対象市町の地目別土地利用面積を表 4.2-5(1)～(2)、土地利用細分メッシュ図を図 4.2-4 に示す。森林、原野等に比べ農地、宅地の占める面積が大きい。また、境川の西側に市街地、田、田以外の農用地、森林が混在して分布し、東側に市街地と田が分布している。

表 4.2-5(1) 地目別土地利用面積（令和 5 年度）

単位：ha

区分	知多市	常滑市	阿久比町	東海市	大府市	東浦町
農地	1,060	1,300	800	591	686	965
田	463	772	525	170	205	595
畑	598	531	275	421	481	370
森林	243	440	148	84	103	157
国有林	—	—	—	—	—	—
民有林	243	440	148	84	103	157
原野等	—	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	173	274	158	169	213	214
水面	37	67	27	33	47	42
河川	43	34	58	71	108	91
水路	93	173	73	65	58	80
道路	446	591	278	523	481	344
一般道路	432	512	254	492	478	317
農道	14	79	24	31	3	27
林道	—	—	—	—	—	—
宅地	1,706	1,303	465	2,363	1,198	813
住宅地	762	701	304	810	702	453
工業用地	469	81	61	1,084	196	134
その他の宅地	477	520	100	469	299	226
その他	960	1,683	531	612	686	622
行政面積	4,590	5,590	2,380	4,343	3,366	3,114

注）表内の符号の意味は、次のとおりである。

「—」：該当数値なし

「0」：単位未満に数値があるが四捨五入すると 0 になるもの

備考）

※1. 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、必ずしも各項目の内訳と合計は一致しない。

※2. 「原野等」は、「2020 年農林業センサス」の実施に伴い、2016 年次～2019 年次の面積について補正を行い、確定値に変更した。

※3. 「水面」は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の面積である。

※4. 「河川」は、一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域面積である。

※5. 「水路」は農業用の用排水路である。

※6. 「その他の宅地」は、「住宅地」「工業用地」のいずれにも該当しない宅地で、その数値は「宅地」の面積から「住宅地」及び「工業用地」の面積を控除したものである。

※7. 「工業用地」は、従業員 10 人以上の事業所敷地面積の推計である。2017 年次以降は、従業員 4 人以上の事業所敷地面積の推計である。

※8. 「その他」は、行政面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

出典：「2023 年版「土地に関する統計年報」（愛知県 HP、令和 7 年 5 月閲覧）

表 4.2-5(2) 地目別土地利用面積（令和5年度）

単位：ha

区分	半田市	高浜市	刈谷市	知立市	碧南市	安城市
農地	690	185	1,170	377	900	3,600
田	527	143	911	315	388	3,020
畑	163	42	263	62	512	582
森林	131	—	48	—	—	—
国有林	—	—	—	—	—	—
民有林	131	—	48	—	—	—
原野等	0	0	0	0	0	0
水面・河川・水路	237	36	446	87	375	645
水面	70	—	56	—	41	23
河川	103	19	298	49	266	280
水路	63	17	93	38	69	342
道路	556	178	668	249	401	1,075
一般道路	556	175	659	241	376	1,006
農道	—	3	10	8	23	70
林道	—	—	—	—	—	—
宅地	1,991	709	1,876	715	1,581	2,520
住宅地	964	412	1,174	522	710	1,593
工業用地	539	177	325	47	331	451
その他の宅地	488	120	377	146	540	476
その他	1,138	203	831	204	411	765
行政面積	4,742	1,311	5,039	1,631	3,668	8,605

注）表内の符号の意味は、次のとおりである。

「—」：該当数値なし

「0」：単位未満に数値があるが四捨五入すると0になるもの

備考）

※1. 出典統計の数値処理や表作成時の端数処理のため、必ずしも各項目の内訳と合計は一致しない。

※2. 「原野等」は、「2020年農林業センサス」の実施に伴い、2016年次～2019年次の面積について補正を行い、確定値に変更した。

※3. 「水面」は、湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びにため池の面積である。

※4. 「河川」は、一級河川、二級河川及び準用河川の河川区域面積である。

※5. 「水路」は農業用の用排水路である。

※6. 「その他の宅地」は、「住宅地」「工業用地」のいずれにも該当しない宅地で、その数値は「宅地」の面積から「住宅地」及び「工業用地」の面積を控除したものである。

※7. 「工業用地」は、従業員10人以上の事業所敷地面積の推計である。2017年次以降は、従業員4人以上の事業所敷地面積の推計である。

※8. 「その他」は、行政面積から「農地」、「森林」、「原野等」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。

出典：「2023年版「土地に関する統計年報」（愛知県HP、令和7年5月閲覧）

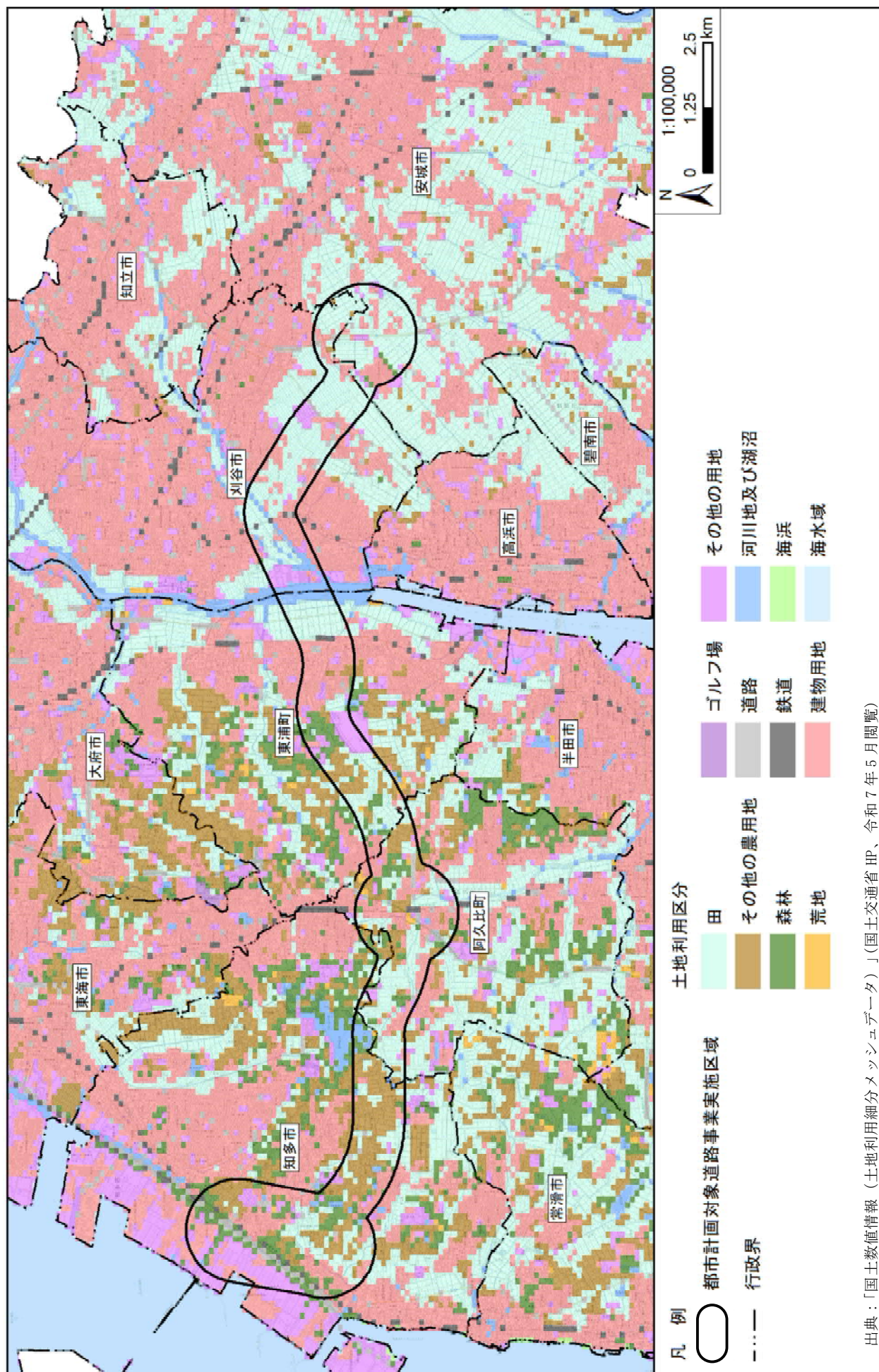


図 4.2-4 土地利用細分メッシュ図

(2) 用途地域の状況

調査区域における「都市計画法」（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号、最終改正：令和 7 年 6 月 4 日法律第 51 号）に基づく用途地域の指定状況を図 4.2-5 に示す。

全ての調査対象市町で用途地域が指定されている。